

## 契約基準要領

公益財団法人日本ハンドボール協会「契約処理規程」（以下、「本規程」という。）第4条に基づく、競争契約にかかる業務に関して、以下のとおり要領を定める。

### I. 競争入札

#### （競争入札の参加者）

第1条 事務局長又は事務局長が指名した競争契約担当者（以下、「競争契約担当者」という。）は、本規程第5条に基づく参加資格を有する者のなかから、競争入札参加者を選定する。

#### （参加者への通知）

第2条 当該業務の所管部署は、当該入札参加者に対して、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- （1）入札に付する事項
- （2）入札執行の日時及び場所
- （3）入札の無効に関する事項
- （4）前各号の他、入札について必要な事項

#### （入札の延期又は中止）

第3条 当該業務の所管部署は、天災地変や公正な入札が妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、入札を延期、又は中止することができる。

#### （落札者の決定）

第4条 当該業務の所管部署は、次の各号に定める方法で落札者を決定するものとする。

- （1）最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- （2）最低の価格をもって入札した者の当該価格が著しく低価である場合には、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうか十分調査しなければならない。その結果、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合は、その者を落札者とせず、その者を除き最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

#### （入札結果の通知）

第5条 当該業務の所管部署は、競争入札の結果について、速やかに当該入札者に通知を行うものとする。

#### （再度入札）

第6条 当該業務の所管部署は、落札となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、当該入札者を参加者として、再度入札を行うことができる。

## II. プロポーザル

### (プロポーザルの参加者)

第7条 競争契約担当者は、本規程第5条に基づく参加資格を有する者のなかから、プロポーザル参加者を選定する。

### (参加者への通知)

第8条 競争契約担当者は、当該プロポーザル参加者に対して、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- (1) プロポーザルに付する事項
- (2) プロポーザル執行の日時及び場所
- (3) プロポーザルの無効に関する事項
- (4) 前各号のほか、プロポーザルについて必要な事項

### (プロポーザルの延期又は中止)

第9条 競争契約担当者は、天災地変や公正なプロポーザルが妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、プロポーザルを延期、又は中止することができる。

### (プロポーザルの審査)

第10条 当該業務の所管部署は競争契約担当者と協議の上、当該プロポーザルを審査するにあたり、原則として公正かつ厳正な審査基準を作成できるもので構成される審査会を設けなければならない。ただし、本規程第3条に基づく契約責任者は実施予定金額又は業務内容により、審査について必要な知識・能力を有する者を加えることができる。

### (受注者の決定)

第11条 プロポーザルにより契約を締結する場合には、前条に定める審査会の審査において受注者を決定する。また、その審査方法は、原則として採点方式によるものとする。

### (審査結果の通知)

第12条 競争契約担当者は、審査結果について、速やかにプロポーザル参加者に通知を行うものとする。

### (プロポーザル経過調書の作成)

第13条 当該業務の所管部署は、プロポーザルの経過を明らかにした経過調書を作成し、当該プロポーザルに係る資料、その他の書類とともに保存しなければならない。

### III. 複数見積

#### (複数見積の参加者)

第14条 競争契約担当者は、本規程第5条に基づく参加資格を有する者のなかから、複数見積の参加者を選定する。

#### (受注者の決定)

第15条 競争契約担当者は、次の各号に定める方法で受注者を決定するものとする。

- (1) 最低の価格をもって見積書を提出した者を受注者とする。
- (2) 最低の価格をもって見積書を提出した者の当該価格が著しく低価である場合には、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうか十分調査しなければならない。その結果、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合は、その者を受注者とせず、その者を除き最低の価格をもって見積書を提出した者を受注者とすることができます。

#### (複数見積結果の通知)

第16条 競争契約担当者は、複数見積の結果について、速やかに当該複数見積参加者に通知を行うものとする。

#### (再度見積)

第17条 競争契約担当者は、同価格の見積書提出者が2者以上いる場合には、当該見積書提出者を参加者として、再度複数見積を行うことができる。

#### 付則

1. この基準要領は、令和元年6月8日から施行する。